

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和6年（2024年）2月19日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

「地域おこし協力隊×ふるさと納税」タイアップPRイベント委託業務

(2) 業務の目的

首都圏において、道内市町村が出展し、地域おこし協力隊の募集PRとふるさと納税のPRを行うタイアップイベントを開催し、地域おこし協力隊の募集強化と、隊員が関係する返礼品等の販路拡大・PRを行うことで、道内の地域おこし協力隊の更なる確保・定着を図る。

(3) 業務の内容

ア 「地域おこし協力隊×ふるさと納税」のタイアップイベントの開催

業務の目的を達成するため、首都圏において、道内市町村が出展し、地域おこし協力隊の募集PRを行うブースとふるさと納税のPRを行うブース（試食・試飲可）等を設置することにより、「地域おこし協力隊×ふるさと納税」のタイアップPRイベントを開催する。

[実施事項]

- ・開催日程：令和6年（2024年）10～11月における土日祝日の連続する2日間
- ・開催時間：午前10時00分～午後5時00分（準備・片付けの時間を除く。）
- ・開催地：東京都23区内
- ・会場：令和5年度（2023年度）の移住関連イベント（北海道以外の主催を含む。市町村単独の主催を除く。）で使用実績があり、かつ最寄り駅から5分以内の施設
- ・収容規模：200人程度
- ・出展数：地域おこし協力隊募集PR、ふるさと納税返礼品PRのそれぞれで10～15ブース（日にちごとの入替は可能とする。）
- ・開催準備：会場手配、施設管理者や出展団体との各種調整、イベントの告知、運営マニュアルの作成等
- ・当日運営：出展者対応、進行等（来場者の受付は委託者が対応する。）

[留意事項]

- ・出展数は会場規模やレイアウト等を踏まえて委託者が決定する。
- ・地域おこし協力隊募集PRブースでは相談対応等が見込まれることから、備品は長机1卓、イス4脚、背面パネル1枚を基本とすること。
- ・ふるさと納税返礼品PRブースの備品は長机1卓と背面パネル1枚を基本とし、イスは配置しないものとする。
- ・ブースごとに電源を確保すること。
- ・ブースレイアウトについて、地域おこし協力隊募集PRとふるさと納税返礼品PRがタイアップできるようなレイアウトとすること。
- ・チラシやパンフレット等の配架コーナーを設置すること。
- ・簡易な飲食や情報交換等が行えるスペースを確保すること。
- ・ふるさと納税返礼品PRブースでは、火気を使用する飲食物や冷蔵が必要な飲食物は提供不可とすること。

イ 報告書の作成

事業実施結果報告書を作成する（紙媒体2部 電子媒体1部）。

なお、本事業における成果品の所有権及び著作権は道に帰属するものとし、著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年(2025年)2月28日(金)まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等(法人、法人以外の団体も含む。)による複合体(以下「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。
 - ア 道内に本社又は事業所等(本事業を実施するために設置する場合を含む。)を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。
 - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領(平成4年9月11日付け局総第461号)第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
 - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
 - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税(個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)
 - (イ) 本社が所在する都府県の事業税(道税の納税義務がある場合は除く。)
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと(当該届出の義務がない場合を除く。)
 - (ア) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
 - ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、この公募型プロポーザル方式に参加する者でないこと。

3 業務説明会の日時及び形式等

- (1) 開催日時 令和6年(2024年)2月26日(月)14:00～
- (2) 開催形式 オンライン形式(Zoom)
- (3) 申込方法 会社名、担当者名、電話番号を9(4)のアドレス宛に申し込むものとする。
- (4) 申込期限 令和6年(2024年)2月22日(木)17:00

4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
 - ア 提出期限 令和6年(2024年)3月4日(月)17:00(必着)
 - イ 提出場所 9に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。)
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 4の審査により公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有すると認める者には、企画提案書の提出を要請する。
- (2) (1)の提出要請を受けた者は、アからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
 - ア 提出期限 令和6年(2024年)3月21日(木)17:00(必着)

イ 提出場所 9に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は、無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を審査し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道総合政策部官民連携推進局
- (2) 所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5791（直通）（担当：松岡、香取、山田）
- (4) アドレス chiiki.okoshi@pref.hokkaido.lg.jp

10 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (2) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用
企画提案者の負担とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 公募型プロポーザル審査会に関する説明
提出された企画提案書の内容については、原則としてヒアリングを行うものとする（ヒアリング日時及び場所は別途通知）。ただし、企画提案者が5者を超えた場合は予備審査会を開催することとし、あらかじめ上位5者を選出する。
- (5) 審査結果及び特定者名
公表する。
- (6) その他留意事項
ア 企画提案者のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。
イ 詳細は、別添の企画提案説明書等による。
ウ 企画提案説明書等は、総合政策部官民連携推進局に備え置くほか、総合政策部官民連携推進局のホームページにおいてダウンロードすることができる。
(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/krs/179561.html>)